

生駒市条例第 28 号

生駒市印鑑条例及び生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 6 月 27 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市印鑑条例及び生駒市手数料条例の一部を改正する条例

(生駒市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 生駒市印鑑条例（平成 2 年 10 月生駒市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「前条第 2 項の印鑑登録証明書の交付のために必要な情報が記録された」を「第 7 条第 4 項に規定する」に、「多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。）」を「キオスク端末等」に、「同項」を「前条第 2 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の「キオスク端末等」とは、電気通信回線により、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と、又は個別にこれらの電子計算機と接続された通信端末機をいう。

(生駒市手数料条例の一部改正)

第 2 条 生駒市手数料条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の 2 の項中「多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。）による申請に基づく」を「キオスク端末等による」に改め、同表の 16 の項から 18 の項までの規定中「多機能端末機による申請に基づく」を「キオスク端末等による」に改め、同表の 19 の 3 の項中「再交

付又は」を「再交付、同令第29条第1項の規定による個人番号カードの交付又は」に改め、「交付（」の次に「いずれも」を加え、同表の20の項及び24の項中「多機能端末機による申請に基づく」を「キオスク端末等による」に改め、同表備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 2の2の項、16の項から18の項まで、20の項及び24の項の「キオスク端末等」とは、電気通信回線により、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と、又は個別にこれらの電子計算機と接続された通信端末機をいう。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第2条中生駒市手数料条例別表第1の19の3の項の改正規定は、同年10月1日から施行する。